

# <人材派遣法改正> IMSSへの報告プラットフォームの 公開について

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2021年8月27日に公表された、人材派遣法改正において専門サービス提供者が社会保険庁（IMSS）に必要情報の報告を行うための報告プラットフォームの概要について解説します。

ご存知のとおり、2021年4月23日に改正後連邦労働法が官報公布され、その翌日の4月24日から改正法が施行され、当局・企業それぞれによる、準備のための移行期間に入っていました。7月末日に官報公布された移行期間延長措置により、その期限が9月1日まで延長されていたことは記憶に新しいことと思います。

今回のテーマであるIMSSプラットフォームは、連邦労働法の改正と合わせて社会保障関連法も改正されたことで、専門サービス提供者がIMSSに対して必要情報を提出することとなり、その一環としてIMSSが準備を行っていたアプリケーションです。先日まで、当局側がIMSS法が要求する情報提出を行うためのプラットフォームを準備できていない状態が続いていましたが、8月27日によろやく情報を提出するためのプラットフォームが公開されたこととなります。そのため、専門サービス提供者は今後、提出期限までの間に情報提出を終了させていく必要があります。

本トピックに関連して、KPMGメキシコがスペイン語版のニュースレターを発行しています。必要に応じてご参照ください。

**[Flash: IMSS - Informativa de contratos de servicios u obras especializados \(ICSOE\) \(30 agosto 2021\)](#)**

## <人材派遣法改正> IMSSへの報告プラットフォームの公開について

人材派遣法改正により専門サービス提供者に課せられることになったIMSSへの必要情報の報告義務と、今回2021年8月27日に公表されたIMSSへの報告プラットフォームの概要は、以下のとおりです。

### ■ IMSSへの報告義務

専門サービス提供者は、4ヵ月ごとに提供する専門サービスに関する情報をIMSS

へ報告することが求められます\*が、当該報告は、「ICSOE (“informativa de contratos de servicios u obras especializados”）」と呼ばれるシステム (IMSS のポータルサイト ([www.imss.gob.mx](http://www.imss.gob.mx)) 上にある“Sitio de interés”の“ICSOE”のバナーをクリックすることでアクセス可) を通じて報告することとなります。なお、ICSOEへのアクセスにはE-Firmaが必要となります。

\* IMSSへの報告概要は、以下のとおりとなります。

IMSSへの報告対象月	報告対象期間
5月	1月～4月
9月	5月～8月
1月	9月～12月

報告対象月の17日が提出期限となります。

なお、17日が非営業日である場合、17日の後に到来する一番最初の営業日が期日となります (例えば、17日が土曜日の場合、19日の月曜日が提出期日となります)。

なお、2021年度における報告対象期間とその提出期間は、以下のとおりです。

	報告対象期間	提出期間
第1回	2021/04/24-2021/04/30	<b>2021/09/01-2021/09/17</b>
第2回	2021/05/01-2021/08/31	<b>2021/09/01-2021/09/17</b>
第3回	2021/09/01-2021/12/31	2022/01/01-2022/01/17

また、専門サービス提供者は、報告対象期間における報告対象となる契約の有無にかかわらず必ず報告が必要となる点、留意が必要です。

- “Normal”：報告対象となる契約がある場合に使用 (必要情報を提出)
- “Sin información”：報告対象となる契約がない場合に使用 (報告対象となる契約がないことを宣誓する必要があります)

■ 提出情報 (報告対象期間に関する情報)

- ✓ 契約当事者に関する情報
- ✓ 契約に関する情報
- ✓ 派遣社員に関する情報
- ✓ 労働社会保険省 (STPS) の認可 (REPSE)

■ 罰則規定

提出すべき情報が提出されない、あるいは、期限内に情報が提出されない等、専門サービス提供者が上述の情報提出義務に違反した場合、UMAの500～2,000倍 (44,810MXN～179,240MXN：2021年度のUMA日額89.62MXNをもとに計算し

た場合)の罰金が科されます。

上述のとおり、専門サービス提供者は2021年4月24日～2021年8月31日の期間に対応する必要な報告を2021年9月17日までにICSOEを通じて行うことが求められるため、期限内に提出できるように早めに準備を行うことが重要であると考えられます。これにより、各当局の制度改正でうたわれていた専門サービス提供者の情報を受け入れる準備が整ったこととなります。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

### レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複製、写真複製、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.